

平成13年4月1日施行

（目的）

第1条 この要綱は、子育ての援助を行うことを希望する者及び援助を受けることを希望する者を会員組織化し、子育てに関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を推進するため、江戸川区ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置し、必要な事項を定めることにより、江戸川区民の仕事及び育児の両立に資するとともに子育てをする家庭を支援することを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、江戸川区とする。ただし、事業の遂行に必要な知識及び子育て支援に係る事業実績を有し、次条に規定する事業内容を適切に実施することができると江戸川区長（以下「区長」という。）が認めた団体等に委託して実施することができる。

（センターの事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 会員の募集、登録その他の会員組織に関すること。
- （2） 援助活動の調整等に関すること。
- （3） 援助活動に関する研修、会員相互の交流等に関すること。
- （4） アドバイザー及びリーダーの連絡調整に関すること。
- （5） 関係機関との連絡調整に関すること。
- （6） センターの広報に関すること。
- （7） その他 センターの目的の達成に必要な事業

（代表者）

第4条 センターに代表者を置く。

2 代表者は、センターを代表し、センターの事業を統括する。

（アドバイザー及びサブ・センター）

第5条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーはセンターの事業に関する事務を処理する。

3 センターは必要な地域に複数の会員グループからなるサブ・センターを置くことができる。

4 サブ・センターはリーダーを選任し、サブ・センター内の援助活動の調整を行わせることができる。

（会員）

第6条 会員は、センターの目的を理解し、次条の承認を受けた者であって援助を行うことを希望するもの（以下「協力会員」という。）及び援助を受けることを希望するもの（以下「依頼会員」という。）とする。

（入会）

第7条 会員として入会しようとする者は、センターが別に定める手続により、協力会員又は依頼会員としてセンターの承認を受けなければならない。

2 会員は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

- （1） 江戸川区内に居住していること。ただし、依頼会員にあっては、江戸川区内に勤務する者を含む。
- （2） 援助活動に関して理解及び熱意を有すること。
- （3） 協力会員にあっては、心身ともに健康で適切な援助活動を行うことができること。
- （4） 依頼会員にあっては、援助活動を必要とする子どもがいること。

(5) 入会に際し、センターの実施する説明会等に参加すること。

(保険)

第8条 会員は、センターが指定する保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に要する費用は、センターが負担する。

(援助活動の内容)

第9条 協力会員による援助活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 保育園、幼稚園、小学校、学童クラブ等（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで子どもを預かること。

(2) 保育施設等の終了時間後、子どもを預かること。

(3) 保育施設等までの送迎を行うこと。

(4) その他仕事及び育児の両立並びに子育て支援のために必要な援助

2 前項の援助活動は、原則として協力会員の家庭において行うものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、会員相互の協議により、他の場所で行うことができる。

(援助活動の調整等)

第10条 依頼会員は、援助を受けようとするときは、センター又はサブ・センター（以下「センター等」という。）に対して、援助の申込みをするものとする。

2 センター等は、前項の申込みを受け、援助活動の調整を行ったときは、その調整内容及び結果を記録するものとする。

3 協力会員は、援助活動を実施したときは、援助内容を記載した報告書を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。

(特例的利用)

第11条 前条の規定にかかわらず、要保護・要支援児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する要保護児童及び同条第5項に規定する要支援児童等をいう。）を養育している家庭のうち、別に定める日常生活支援及び地域支援を特に必要と認める状態にある家庭については、援助活動の特例的利用（以下「特例的利用」という。）として取り扱うものとする。

(特例的利用に係る利用回数)

第12条 特例的利用に係る利用回数は年間（4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。）48回を限度とする。ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(特例的利用に係る利用時間)

第13条 特例的利用に係る利用時間は1回につき4時間を限度とする。ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(特例的利用に係る申請)

第14条 第11条の規定に係る援助を受けようとする者（以下「特例的利用申請者」という。）は、区長に対して、別に定める様式により、利用しようとする日の14日前までに特例的利用の申請をするものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事由があると区長が認めるときは、この限りではない。

(特例的利用に係る承認)

第15条 区長は、前条の規定による申請があったときは、特例的利用申請者の家庭の状況等の調査を行い、その内容を審査した結果、支援が特に必要と認められ、かつ協力会員とのマッチングが成立した場合は、利用を承認し、別に定める様式により特例的利用申請者に通知する。

2 前項の審査等により、利用を承認しない場合は、別に定める様式により特例的利用申請者に通知する。

(特例的利用の終了)

第16条 区長は、前条の規定により承認を受けた特例的利用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、特例的利用の実施を終了する。

- (1) 特例的利用申請者から、別に定める様式による利用終了申請を受けたとき。
- (2) 第11条に規定する取扱いでなくなったとき。
- (3) 利用回数が、第12条に規定する回数に達したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に特例的利用の実施の終了を認めるとき。

2 区長は、前項の規定により特例的利用の実施を終了したときは、別に定める様式により通知するものとする。

(援助活動の報酬等)

第17条 依頼会員は、援助活動終了後直ちに協力会員に対して報酬及び実費を、区長は、必要に応じ協力会員に対して報酬加算を支払うものとする。

- 2 前項の報酬の額は、1回の援助活動に対し、子ども1人につき別表1に定める額とする。ただし、兄弟姉妹等複数の子どもの援助活動を行った場合、2人目以降の報酬の額は同表に定める額の半額とする。
- 3 第1項の実費は、特別な事情等により利用した交通費、援助活動に必要な食事その他援助活動に必要な費用とする。
- 4 第1項の報酬加算は、特例的利用に係る報酬加算額として、1時間当たり450円を予算の範囲内で支給する費用とする。

(費用の減免)

第18条 前条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げるとおり、依頼会員が支払う費用を減免するものとする。

- (1) 依頼会員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯又は住民税が非課税である世帯に属する場合 前条第2項に規定する費用の半額
- (2) 特例的利用申請者である場合 前条第2項に規定する費用の全額

2 前項の規定により減免された費用は、区が負担する。

(キャンセル料)

第19条 依頼会員が援助活動の予定のキャンセルをした場合は、別表2に定めるキャンセル料を協力会員に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるときであって、援助活動の予定のキャンセルをした場合は、キャンセル料は発生しない。
  - (1) 協力会員の都合によるとき。
  - (2) 子どもの急病又は依頼会員の世帯員の感染症によるとき(援助活動開始予定時刻前のキャンセルに限る。)
  - (3) 豪雨、台風、大雪、強い地震、津波等の自然災害により、安全な活動が困難であるとき。

(様式)

第20条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほかセンターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

付則 (省略)

別表 1 (第17条関係)

利用区分	報酬
月曜日から土曜日までの午前8時から午後7時まで	1時間当たり 800円
月曜日から土曜日までの上記の時間以外並びに日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)	1時間当たり 900円

別表 2 (第19条関係)

キャンセル連絡日時	キャンセル料
援助活動予定日の前日17時まで	無料
援助活動予定日の前日17時を超え、援助活動開始予定時刻前まで	援助活動1回につき500円
援助活動開始予定時刻以降	予定していた援助活動の時間に別表1の利用区分に応じた1時間当たりの報酬(特例的利用申請者については、第17条第4項に規定する費用を含む。)を乗じた額

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。